



令和7年11月27日

長瀬町選挙管理委員会

委員長 坂 上 豊 年 様

鈴 木 日出男

収支報告書記載内容及び選挙運動従事者報酬支払いに関する照会について（回答）

町選挙事務の執行につきましては、日ごろより御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和7年11月13日付け長選管第34号にて照会のありました事項について、下記のとおり回答いたします。

私の選挙運動に関し、町民の皆さま及び関係者に御心配をおかけしたことをお詫び申し上げます。

今回の件は、私自身の確認漏れによるものであり、今後はより慎重に法令確認と事務処理を徹底してまいります。

記

1. 照会事項に対する回答

- (1) 当該選挙に係る選挙運動従事者に対して実際に報酬を支払った日・人数・1人当たり支給額の内訳

別紙1のとおりです。

- (2) 記載内容が法令上限を超えているとされる理由（誤記・解釈誤り・実支払いのいずれか）及び経緯

立候補予定者説明会において、報酬を支払うことができる人数に上限があることは承知しておりました。

しかし、最終的な支払い人数の確認が十分でなく、結果として上限を超えてしまったものです。

(3) 誤記・集計ミス等であった場合、訂正報告書の提出予定日

実際に報酬を支払っておりますが、故意に選挙運動を有利に進めようとしたものでなく、人数確認漏れによるものです。

この回答と同時に訂正後の収支報告書を提出いたします。

(4) 実際に法定上限を超過して報酬を支払っている場合、その返還の有無
関係者に事情を説明し、任意で返還いただきました。

訂正後の収支報告書には、返還に係る領収書の写しを添付いたします。

2. 令和7年6月29日執行の長瀬町長選挙に係る収支報告書について

今回の御指摘を受け、令和7年6月29日執行の長瀬町長選挙に係る収支報告書についても内容を改めて確認いたしました。

その結果、選挙運動従事者に対する報酬の支払い人数は延べ26人で、法令上の上限内であることを確認しております。

一方で、労務者として報酬を支払っていた方々について、その活動内容を確認したところ、選挙運動従事者として整理することが適当と判断されるケースがありました。

このため、これらの報酬については説明のうえ任意で返還いただき、収支報告書を訂正し、併せて再提出させていただきます。

別紙 1

選挙事務従事者に対する報酬支払い状況

区分	支払者	支払額	支払内訳	支払日
選挙運動に従事する事務員	A	10,000 円	5,000 円×2 日	R5.4.22
	B	10,000 円	5,000 円×2 日	R5.4.22
	C	20,000 円	5,000 円×4 日	R5.4.22
	D	10,000 円	5,000 円×2 日	R5.4.22
選挙運動に従事する車上運動員	E	20,000 円	10,000 円×2 日	R5.4.22
	F	15,000 円	10,000 円×1.5 日	R5.4.22
	G	60,000 円	15,000 円×4 日	R5.4.22
	H	60,000 円	15,000 円×4 日	R5.4.22
	I	60,000 円	15,000 円×4 日	R5.4.22
	J	60,000 円	15,000 円×4 日	R5.4.22
	K	60,000 円	15,000 円×4 日	R5.4.22
	L	60,000 円	15,000 円×4 日	R5.4.22
	M	60,000 円	15,000 円×4 日	R5.4.22
	N	20,000 円	10,000 円×2 日	R5.4.22
	O	25,000 円	10,000 円×2.5 日	R5.4.22
	P	50,000 円	10,000 円×5 日	R5.4.22
	Q	30,000 円	10,000 円×3 日	R5.4.22
	R	30,000 円	10,000 円×3 日	R5.4.22
合計	実人数 18 人	660,000 円	延べ 58 日	—

1. 報道等では延べ35人の上限に対し57人とされていますが、確認したところ正確には58人に支給しておりました。

これは、一部の従事者に半日分の支払いを行い、0.5人として計算していたことによるもので、半日であっても1人として数える必要があるためです。

2. 報酬を支払った実人数は18人であり、いずれも事前に選挙管理委員会へ届け出た運動員として、実際に選挙運動に従事した者です。

ただし、延べ人数については、法令上は35人までとされているところ、最終的な人数確認が十分でなく、結果として延べ23人分が上限を超える形となりました。